別表十七㈠の㈠の記載要領第㈠号中「「所得金額仮計（別表四「22の①」）　(4)」」を「「所得金額仮計（別表四「23の①」）　(4)」」に改め、「特例）」の次に「並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）」を加え、「の別表四「22の①」」を「の別表四「23の①」」に改め、同第十号㈡中「「(22)」から「(27)」まで」を「「(24)」から「(29)」まで」に改め、同号(2)中「「損金不算入額(29)又は(30)　(32)」」を「「損金不算入額(31)又は(32)　(34)」」に、「「(29)又は」」を「「(31)又は」」に改め、同号を同第十一号とし、同第九号中「「損金不算入額((23)－(26))又は(24)　(27)」」を「「損金不算入額((25)－(28))又は(26)　(29)」」に、「「((23)－(26))又は」」を「「((25)－(28))又は」」に改め、同号を同第十号とし、同第八号中「第61条の13第１項」を「第61条の11第１項」に、「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　(18)」」を「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　(20)」」に改め、同号を同第九号とし、同第七号中「「匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額　(15)」」を「「匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額　(17)」」に改め、同号を同第八号とし、同第六号中「「特定子法人の課税対象金額等　(13)」」を「「特定子法人の課税対象金額等　(15)」」に改め、同号を同第七号とし、同第五号中「「受取配当等の益金不算入額　(11)」」を「「受取配当等の益金不算入額　(13)」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「「(7)」から「(9)」まで」を「「(9)」から「(11)」まで」に改め、同号を同第五号とし、同第㈢号中「「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額　(5)」」を「「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額　(6)」」に改め、「の損金不算入等」を削り、同号を同第四号とし、同第㈡号の次に次の１号を加える。

３　「当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額　(5)」の欄は、租税特別措置法第66条の５第１項、第66条の５の２第１項並びに第66条の５の３第１項及び第２項の規定を適用しないで計算した場合の別表八(一)付表二「24」の金額を記載すること。

別表十七㈠の㈠付表㈡の表中「同上のうち連結完全支配関係がある連結法人から受ける受取利子等の額」を「同上のうち他の通算法人から受ける受取利子等の額」に改め、同表の記載要領第㈡号中「第５号」を「第６号」に改め、同第四号中「欄は、」の次に「令和４年４月１日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度（以下この号及び次号において「旧事業年度」という。）を除く。）にあつては」を、「額から」の次に「当該適用対象法人が通算法人である場合における他の通算法人に対する支払利子等の額を控除した金額を、同日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）にあつては適用対象法人の支払利子等の額から」を加え、同第五号を同第六号とし、同第四号の次に次の１号を加える。

５　「同上のうち他の通算法人から受ける受取利子等の額　(15)」の欄は、令和４年４月１日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）にあつては、「同上のうち連結完全支配関係がある連結法人から受ける受取利子等の額　(15)」として記載すること。

別表十七㈠の㈠付表㈢の表中「調整対象金額（別表十七(二の二)「23」）×(7)/(6)」を「調整対象金額（別表十七(二の二)「25」）×(7)/(6)」に改める。

別表十七㈠の㈠の表中「調整所得金額（別表十七(二の二)「19」）」を「調整所得金額（別表十七(二の二)「21」）」に、「当期分（別表十七(二の二)「27」又は「32」）」を「当期分（別表十七(二の二)「29」又は「34」）」に、「対象事業年度に係る超過利子額（対象事業年度の別表十七(二の二)「27」）」を「対象事業年度に係る超過利子額（対象事業年度の別表十七(二の二)「29」）」に改め、同表の記載要領第㈡号(2)中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、「の場合」の次に「又は令和２年改正法附則第125条第１項（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合若しくは連結納税終了の場合」を加え、「同項」を「これら」に、「同条第１項」を「租税特別措置法第66条の５の３第１項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号(3)中「租税特別措置法第66条の５の３第７項」を「令和２年旧措置法第66条の５の３第７項又は令和２年改正法附則第125条第４項」に改める。